

4月1日から

国保の保険証が新しくなります

毎年3月31日で保険証の有効期限が切れます。

4月1日から)使用いただく保険証を送付しましたので、記載されている内容に誤りがないかご確認をお願いします。

一般的の保険証は「うぐいす色」、

退職者医療の保険証は「クリーム色」になっています。

有効期限の切れた古い保険証は回収しますので、「日野町役場住民票

行きの封筒」に入れてポストへ投函していただき、直接役場まで届け

ていただきますよう

お願いします。また

は、お近くの役場職員へ預けていただき

ても結構です。



確認してね!



②ほかの健康保険に加入しているのに、国保の保険証にも記載されていませんか?

①住所や氏名などは、正しく記載されていますか?

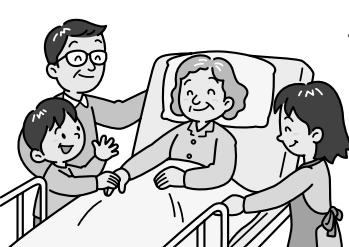
保険証を受け取れたら、
次のことをご確認ください

- ※もし、記載されている内容に誤りがありましたら、住民課へ届け出ていただきますようお願いします。
- ③ほかの健康保険に加入していないのに、国保の保険証に記載されていないことはありませんか?
- ④退職者医療制度に該当しているのに、一般的の保険証に記載されていませんか?

【利用できる方】
日野町の介護保険被保険者で要介護・要支援認定を受け、常時おむつを使用している高齢者等（病院・施設等への入院入所中の方は除きます）を介護している方

②おむつの使用状況を確認した上で、助成の可否を決定して通知します。

③助成の決定を受けた方は、年4回の請求月（7・10・1・3月）に、おむつの購入をしたことがわかる領収書を添付して助成金の請求書を提出してください。



● 要介護1～2の方	● 要介護1～3の方	● 要介護4～5で介護保険料の段階区分が第4～6段階の方
月額上限 8,000円	月額上限 5,000円	

- ④助成金の支給は年4回（7・10・1・4月）、それぞれ指定口座へ振り込ませていただきます。

在宅高齢者等へのおむつ助成制度 家で介護されている方に おむつ代を助成します

日野町では、高齢者等を在宅で介護されている方の経済的負担を軽減するために、おむつの購入費用の一部を助成しています。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線⑤7784

◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当

☎ 6501 有線⑤7788